

急性薬毒物中毒例に対する徳島県（行政）の対応

武 田 喜美男

徳島県保健福祉部薬務課

(平成11年5月10日受付)

The risk management of administration in Tokushima on acute drug poisoning

Kimio Takeda

Division of Health Welfare, Pharmaceutical Affairs Section, The Tokushima Prefecture

はじめに

平成10年7月25日に和歌山市において毒入りカレー事件が発生し、4名死亡、63名が健康被害を被った悲惨な事件が発生した。この事件発生を契機として国内では、これまでに多数の類似事件が発生し、国民の不安は大変大きなものがある。徳島県においては、幸いこれまでに類似事件の発生は見られていないが、県民不安の解消と類似事件発生未然防止、更には、万一、発生した時に迅速かつ適切に対応するため、県としては、これまでに各種の措置を関係機関とも連携を図りながら講じてきたところである。

徳島県における毒劇物対策実施状況

徳島県において、平成10年7月以降、毒劇物対策として、講じて来た措置の内容は、以下のとおりである。

- (1) 毒劇物保管管理徹底等に関する文書指導
- (2) 毒劇物営業者、業務上取扱者に対する毒劇物保有状況調査
- (3) 県内医療機関、医薬品卸業等における解毒剤保有状況調査
- (4) 毒劇物営業者、業務上取扱者等に対する立ち入り検査の実施
- (5) 一般県民に対する毒劇物の適正保管並びに適正廃棄に関する周知徹底
- (6) 毒劇物治療マニュアル等の情報収集

- (7) 薬物等中毒事件・事故発生時の緊急連絡体制の整備
- (8) 関係機関に対する毒劇物関連情報の提供、情報交換
- (9) 徳島県毒劇物監視員会議の開催
- (10) 厚生省、関係都道府県からの毒劇物関連情報の収集

徳島県における毒物等中毒事件・事故発生時の緊急連絡体制

県は、平成10年9月16日に関係機関と打合わせの上、緊急連絡体制を整備し、県医師会、県薬剤師会等に協力要請をした。今回の特色としては、次の点が挙げられる

- (1) この連絡体制の総合的窓口は、県薬務課とする。
- (2) 単に、毒物及び劇物取締法上の毒物、劇物のみならず農薬その他化学物質全般を広く対象とするものである。
- (3) 初動捜査の重要性に鑑み、当初段階から、少しでも事件性がうかがえる場合には、一般人、医療関係者、消防署等から直接的に県警に対し連絡することとする。(県薬務課からもする。)
- (4) 分析体制としては、保健環境センターが原則的に行うが状況によっては、県製薬指導所においても実施する。(事件絡みの際には、県警科学捜査研究所で対応する。)
- (5) 従前の食中毒フローになかった消防防災安全課

（危険物関係），営農振興課（農業関係），教育委員会（学校関係）等も加えた。

今後の課題

類似事件発生を未然に防止することが特に重要であり，この為，県警をはじめ関係機関との連携を一層緊密にす

る必要がある。又，この一環として，県内の48名の毒劇物監視員とも連携を図りながら，適切な監視指導を行うとともに，今後とも，薬物中毒治療マニュアル等最新情報の収集に務め，関係機関への適切な情報提供を行う必要がある。

更に，分析体制についても，新たな毒劇物に対する分析方法の情報収集など充実強化が必要と考えている。

図1 薬物等中毒事件・事故発生時の緊急連絡体制

